

(第二部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十六号

昭和二十三年五月二十四日(月曜)午前
十時四十二分開會

○本日の會議に付した事件

○大阪、神戸そとより事件の調査報告に關する件

○海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(吉川末次郎君) これより委員會を開會いたします。

前日に引續きまして大阪、神戸騒擾事件の調査報告に關する件を議題に供します。かねてこの問題につきましては、委員以外の共産黨の細川嘉六君より特に發言の御要求がございましたので、これを許可いたします。細川君。

○委員外議員(細川嘉六君) 簡単に今まで共産黨において調べたところ、それから民主主義諸團體、即ち民主主義科學者協會、自由法曹團、その他現地において調べたところ、今まではつきりしたところの中、ここに皆さんが本當な事實に基いて、公正な判断をなさるために、二、三の事實を先づ指摘して述べたいと思つております。今までの報告では、この朝鮮人が神戸及び大阪でやつたデモンストレーションは、どういふ點でやつたかについてはつきりしておりませんが、これは子供の學校が今後閉鎖されるか、取られるとかいふので、それで女達とか、子供達とか、老人がデモの中へ押山人

つておるのであります。例えば四月十五日の神戸の騒ぎのときには、一人の朝鮮人の妊婦が警官に腹部を蹴られて流産したということもあります。それから二十四日、神戸の縣廳でM・Rの方から、退散しなければビートルで射たれるという時に、一人の婦人が肌を脱いでこれに射たれるならば射つて下さいと言つた事件もあることは、ここでもお話をなつたことでもあります。そういうような次第で、更に十六歳の金という子供が大阪府廳の前で射殺された、女の子が頭を射たれて重傷を受けたというような次第でありまして、女や子供というものは相當に多いのであります。その點が一つあります。

それからこの事件の内容について、私は申す必要はありませんが、このような事態を惹起するやうな性質のものではなかつたと我々は判断するのであります。よく話合ひすれば、これは収まつた事件に違ひないと思つております。それに就いては五月五日、神戸の市九條中正が自由法曹團を代表した布施辰治君に對してこう言つておられます。この調査には連記係が附いておつて、皆詳しく載つておるのであります。が、今朝の新聞では何か解決したやうだ。なぜあれを早くこの事件の起る前にやらなかつたかというところですが、こういうことは政府に責任がある。局部的に僕らの責任ではない。國の無責任は以ての外だと、こう檢察正は述べておるのであります。これは一つの例

として私はここに申しますが、この事件はそう騒がなくても片付く事件であつたといふことは争われんことであつたと思つておられます。

然るに當局はどういふ態度でこれをやつたか、これについて二、三の實例を申しましよう。神戸の小寺市長は朝鮮人代表との交渉の際に、進駐軍の命令だからといふことで高壓的に出ておるのであります。この進駐軍の命令だといふことは、大阪の場合にもやはり使われておることでもあります。それでこのことが問題になりまして、四月十三日、兵庫縣の教育部長と朝鮮側の交渉委員の面前で、軍政部のフィリップ教育課長は、學校明渡しを軍より命令した事實はない。こういうふうに述べておるのであります。これは尤もなことであります。それから當局は朝鮮側の代表者の交渉に對して親切に會見を受取り、そして話合ひといふことをやつておられます。兵庫縣知事は、たゞ朝鮮側から面會を頼んだが、四月二十四日までには時間を限定して、ただ三回しか會つておられません。今申したように、すべて連合國から言われておるんだからといふやうな建前で、朝鮮側の代表者に言つておられたのがあります。二十六日大阪府知事は、朝鮮側の代表者五人と面會して、學校閉鎖命令は政府から出たものだから、一應當局として撤回できない。日本に在留しておる朝鮮人は、日本の國籍を持ち、その子弟を日本の學校に入れるべきだといふことも述べられておるま

す。まあそういう朝鮮側に對する言葉は、連合國の名を藉つて常に言われておるので、話が十分に拂つていないのであります。それから今度は大阪でも、神戸でもデモの一部が府廳なんかに入つた。その場合に二十四日午後四時半の大阪のことですが、朝鮮側の渉外部長は、鈴木警務局長に對して、責任を持つてここに入つておる者を出しますからと申しました。併し鈴木局長はこの申入れを拒否しておる。それから更に申入れして、漸く兩方協力で廊下に入つておる者を出した。その際に廊下には曲角なんかがあつて、壁がよこ通じなくてごた／＼が起つたこと

も、これは事實であります。それから二十六日の大阪での事件の時に、午後一時の會見が終つた時に、鈴木局長はこう言つておるのであります。代表者は一分間以内に退場して、參集者は五分間以内に解散せよ。一分間とか、五分間とか非常に押付けた、澤山の者が集つておるのに無理な要求を出して、そして一切の事態に對して、朝鮮側は責任を持つておるのに、こういうやうに高飛車に打つて付けておるのであります。こういうふうな事態で朝鮮人ととの間の話といふものは、實際は政府、それから地方當局といふものは、命令をただ守ればよいといふもの、一方的にそういう機會を與えないといふ高壓的なことは、争われない事實であります。で、今こういうことを申すのは、話合ひといふものは、こういう態度ではできないといふことで、そうし

て事件といふものは、こういう態度から起きて來るといふために申ししたわけでありまして。

それで神戸と大阪との事件におけるデモの相違といふものは何處かといふと、神戸の方は計画的でなかつた、大阪の方は計画的であります。警察當局の方も計画的である。朝鮮人側も計画的である。神戸の方は子供の入つておる學校が皆取上げられるのでは、これは堪らんといふので、交渉委員が行つたといふやうな、そういうことで期せずして澤山の者が縣廳へ押し掛けた。そういうことで期せずして澤山の者が、今申す家庭婦人や子供が一ぱいになつて押し掛けたといふ計画的なものではないのであります。それでそれから大阪の場合はどうかと言いますと、デモの方でも、皆參加者の間の秩序を保つために、統一組織を持つておつて、その統制をやつたわけでありまして、そこで大阪の場合にこういう特異なことは、二十六日の午後あの射殺事件の起つた時間には、前には、大阪府廳前の公園に集つた者は四萬人程ありますが、その中の約三分の二がもう退場しておるのである。もうこの際退場しなければいけないといふので退場しておるのである。あとの三分の一が退場しかけて、そして公園から府廳の前のアスファルトの道に出た。そうしてトラックがそこに通り掛つたときに、トラックの上では朝鮮人の間に争ひが起きた。そのときにホースで水を掛けるということがあつた。警察側で

ホースで水を掛ける。そうして警官の方からその騒ぎに對して、そのトラツクの方へこれを靜めるといふことで飛び出して行く。そのときにやはり朝鮮人間において石の投げ合いもあつたといふ。それが警察の方にも行つたといふので、この頃は退席する者がもう既に三分の二は退出し、三分の一が退出し掛けておる。その最中に、三分の一が退出し掛けておるうちに、ホースで水を掛ける。その場合に問題は、もう退出し掛けておるのであるから、問題は警察側に対して襲撃したといふものではない。それにも拘わらずホースで水を掛けた。それからホースを放つた。ホースはこれは今までの報告は、鈴木法務總裁もそう言つておるのでありますが、威嚇射撃であつたのが、間違つて當つたのだと言われておるのでありますが、それは事實と相違しておるのである。そこをちよつと申上げましょう。實際ホースが、ただ持つて射つたものが人に當るといふものではないといふことは、實際ホースを使った経験のある人は知つておる事實であります。實際今度の調査で、民主主義科學者協會の幹事長の渡邊義通君が鈴木警察局長と語した。これは速記に載つておるのでありますが、實際に話の途中に、ホースは單にでたらめに射つて當るものではないといふ話から、その時の姿勢まで取つて膝に當つて射つた。それからポンプの横から射つたといふので、物を土壘にして的確に狙つて射つたことを認めておるのです。實際この調査によりまして、この射つたものは、そういうふうにして射つたものは、藤原警部が膝射ちで狙つて射つたものであります。ち

よつと速記を取つたところから申しますと、渡邊君から言います。「射つ」といふ意思があつたのですね。「警察局長が言う。「あつたでしよう。」「鑑壓するためには膝射ちをやつてもいいと思ひますね。鑑壓するのには、ホースで空ばかり射つても何の役にも立ちませんからね。石を投げる人に對しては、意識して射つたように思ひます。こういうふうなことも局長は言つておるのであります。實際石を投げたとか、何とかいふ問題になりますといふと、現場に石はないところでありま

す。警察側は、袋に入れて持つて来たものもあるといふのであります。或いはたんと持つて来たものもあるといふのであります。併しなからいふものは、警察側では、調査團に、それはどこにあるかといふても、それを示さない。それから又さういふものを持つておつた者を捕んだかといふと、捕まされた人も示さないといふような次第であります。さういふような次第で、金といふ十六歳の子供が後ろから射たれた。さうして顔面を突かれた。この一つの例ですね。これは明らかに射つて死んだわけでありま

す。この子供をその近くの日赤の病院に連れて行つた。そのときに丁度私共のアカハタの記者が入つてゐた。そのときに布の上からちよつと觸れるといふと、血が吹出しておる最中でありま

す。それで記者は非常に取扱いが冷淡なんです。それで驚いたわけなんです。それでそれで驚いたわけなんです。その日赤の病院内でこの記者が耳にしたことは、今度の事件については診断書を書くといふことの觸れがあるといふことを耳にしております。これは神戸の場合においてもさういふ觸れがあつたといふことは噂されておるのであります。それは、まあこれについても果してさうかどうかといふことは、もつと調べなければならぬことではあります。私が調べたところでは、さういふことが指摘されるのであります。それからなるべく時間もとりたいのであります。昨日のお話でも、非常にこの事件は計画的であつたといふことを強調されておる。殊に共産黨がそれに深い後援の策動をしておつたといふことを言われておるのであります。それについてはここに事實を申し上げなければならぬと思ひます。神戸において、大阪において、朝鮮民主連盟と對立している朝鮮民主建國促進青年同盟、それから居留民團、さういふものがこの事件に大きく浮き出て來ておるのであります。私は、むしろ反對に、さういふところに深い企みがあつたと言わなくちゃならぬように思つておる。さういふところ、神戸、大阪に互つて建國促進青年同盟、これが動いておる。その委員長になつておるものは、支考斐といふ人でありま

す。これは戦時中日本の憲兵協力隊長になつておつた人でありま

にして射つたものは、藤原警部が膝射ちで狙つて射つたものであります。ち

それからの検察に際しては、朝連に狙い打ちがかけられておるのであり

建國同盟と官憲との関係はまだあります。朝連の方で、五十六校の資料と

日の一人の委員のお話によると、深い企みを以て策動しておるとい

うことであります。私も本會議で述べました通り、共産黨は朝鮮人側の要求、朝鮮語を使わせて呉れ、そうして朝鮮語で作られた、責任ある編纂委員の作つた教科書で、そうしてGHQの許しを受けたもので教授されて呉れ、ということであり、その要求は尤もである。これは何か日本の政府にも考へて貰つて、そうして適當な妥協策を、案を作るといふことについて、共産黨は賛成であります。又、さういふことの意見を發表しておるのであります。併し、暴力を以て行動せよといふようなことは毛頭考へておりません、勤めておりません。二十六日に川上實一君が、大阪府廳前の大衆に對して演説をしたといふことは事實であります。併し、鈴木法務總裁が述べられたのは、あれは一部分であります。その際に川上實一君は、合法的手段によつて政治的に運動を促進しなければならん、さういふことを切に言つておるのであります。それは當然のことであります。それで、ただですね、共産黨が策動した、策動した、深い陰謀があるのだなどということは、これは輕々に言ふべきことでなしに、的確な事實に基いてなるべきことだと思ふのであります。昨日の報告でも、資料は不十分だと報告者の話の中にもありましたが、不十分なんです。私等の調査も亦不十分であります。不十分なる資料にも拘わらず断定をしてゐる。その断定は一つの共産黨を彈壓する断定、あれもいふことを想像して、これを共産黨におつかふせよという断定、これは委員會の委員におかれても、事實に即して、さうして争われん事實に即して判斷すべきことはなされなければなら

ないと思ひます。それを私は切に期待するものであります。朝鮮人の學校問題というものは、單に單純な事件にやありません。これは今後朝鮮人を日本において、日本國民とどういふ關係に立たせるかといふことにも重大な關係がある。更に朝鮮との國交の問題に、来るべき國交問題にも重大な關係があることでありまして、どうぞ皆さんにおかれても、冷靜、さうして周到な客觀的な調査をなされて、適切な判斷を立られることを切に望みます。併し、希望するものであります。今後更に我々の方でも調査をまだ進めておるのであります。新しい事實は更に發表して事件の本質を明かにしたいと思つておるのであります。これで終ります。

○委員長(吉川末次郎君) 本件につきまして、他に御發言の御希望の方はありますせんか。

○岡本愛助君 この事件につきまして調査に参りました委員の中の鈴木君、岡田君並びに私から、一昨々日の委員會で御報告いたしました。鈴木君から詳細に報告され、岡田君が主としてそれを補足されて、私の觸れたのは五分間という時間の制限で、極めて簡単なことを報告したものであります。

今日細川君が共産黨の立場から、この大阪、神戸事件につきまして、我々の調査が片手落ちになつてやしないか、又調査して來ておることが、さういふ點において間違つてやしないかといふような諸點を今お話しになつたのであります。鈴木君は選れて参られましたし、岡田君は今日缺席しておられますから、私が初めから細川君のお話を承

わつておつたので、細川君が觸れられた諸點について、我々が今までのところどうした、調べておるかといふことを報告いたしまして、あとは鈴木君から詳しく補足して頂きたいと思つております。

いろ／＼の點について觸れられたのであります。先ず最初にこの事件について、神戸の檢察廳の檢察正である市丸君が、五月五日にさういふことを新聞に出しておるといふお話がありまして、これは政府に責任があるの、僕等には責任がない。政府の今度のやり方は以ての外だといふことを話したといふお話であります。この件について、私は市丸君から詳しく心境を聴きました。それはさうであります。十三日でありましたか、副知事の部屋で坐り込み戦術で、朝鮮人連盟の方で強硬に交渉をした。十四日に坐込み戦術をしたのであります。それで十四日に七十三名を檢舉したんであります。これについて段々調べて、檢察廳の態度としましては、その中の重い者はそのまま検束し、輕い者は放そうじやないかといふふうを考へておつた。ところが、この二十四日の事件が起きて、市丸檢察正も知事や市長等と一緒に監禁をされたんであります。そこでまあ暴行脅迫によりまして、先ず知事が閉鎖命令の取消をし、それから市長が學校明渡し、校舎明渡しの取消をし、ついで檢察正が追まらされて釋放をするといふ誓書、一書を取られたのであります。そこでその市丸君のそのときの心境は、もう放そうじやないか、検束したものを一旦釋放しようじやないかといふことに大體檢察廳の方でも考へておつた。で、檢察一同も大體そ

れに賛成だつた。それでまあ、そのときに迫られたんであります。けれども、釋放したのであります。その前に次席檢察事がやつぱり監禁されておりました、それが檢察局に列を取りに行つて、又皆と、一般の檢察と相談に歸つておつた。大體外の檢察もさうなから釋放しようといふことと釋放した。さういふ事實なんでありまして。そこで檢察正側から言へば、實はこの學校閉鎖問題について、文部省の態度といふものがはつきりしていなかつた。で、いろ／＼指令を縣廳から仰いで、まあ地方的に片付けろといふようなことであつたのであります。これはまあ政府としては、文部省としては責任がある、さういふふうを考へておるやうであります。さういふ點を市丸君は新聞に出したんだらうと思ひます。

それから大阪や神戸の事件で、婦人や子供が多かつたといふことであるが、確かにさうであります。婦人や子供を多く狩り出しておるのであります。併し婦人は非常な過激な人が多いんであります。これは同じく市丸君の話であります。監禁されたときに迫つて來て、悪態をつき、えらく罵倒をし、暴行をこそもせませんが、實に殘念に、無念に思つたのは、むしろ婦人であると云つておられます。二人の婦人がまあ非常な過激な亂暴な言辭を弄しておる。それでまあ女子供が多いから、この騒擾といふものは大したこつちやないといふことは言へないのであります。非常な勢いで、現に今細川君が言われるように、ピストルを立上げて向けたときに、さあ、射つたら射と、婦

人が言つておるんです。實に婦人の態度というものは無禮極まるもので、實に殘念だつたところ私に述べておりました。

それで、話せばよく分る。この前も話があつたんですが、本會議でもお話があつたんですが、私がこの前も話したように、話すにも禮儀があるのです。禮儀正しく話合をすれば、それはよく分るのであります。話をするのに、いわゆる人民裁判見たいになつたり、それからさうでなくとも、無禮極まる話し方では、それは物事は大きくならざるを得ないのであります。今度の發端の學校閉鎖命令について、公平に考へて見て、少し政府の方針といふものがはつきりしない。殊に文部省の態度といふものがはつきりしなかつた。それで朝鮮人側にもお氣の毒だつたと思ふ點は、私もしておきます。併しそれを機に話されればよいのであつて、坐込み戦術とか、それから人民裁判になるようなことでは、私は話合はできない、さういふ大きな事件に

外にもありますが、そういう指示をしてあります。それから四月八日に文書を以て、兵庫縣の軍政部の司令官のレイコフ中佐から、朝鮮人學校の取扱について、一月二十四日附の日本政府の命令に従つて、緊急に適切な措置を採るようという勸告をしてあります。これは早く閉鎖をし、學校を返して貰ふということでありまして、こういうふうな命令をしてあるのであります。それで、それを進駐軍に名を藉つてやつておるんじゃないのであります。この點はつきりしてゐる。また外にはつきりした文書がありますが、見つかりません。あとで見つかったら申上げます。それから兵庫縣の知事は親切でなかつた。面會をなるべくしないように避けておつた。これは確かに事實のようです。又連署の面會を約束した時に軍政部の人と會つたりなんかしておりました。約束をしながら、その時間面會をしなかつたというところは確かにあつたやうであります。その代り副知事が會つてゐるのでありますから、一概に咎めはできませんけれども、面會の時間に軍政部へ行つていた關係で會えなかつた。軍政部の方へ来て呉れということを言つた、併し來なかつた。朝鮮人側の方が來なかつたというのが事實のようです。それから神戸と大阪の相違であります。神戸は計量的でなかつた、期せずして多くの者が集まつたというふうですが、確かにそれ程計量的でなかつたかも知れませんが、併し尼ヶ崎から朝鮮人連盟の方の青年行動隊、これが一番過激なんです。これがトラックで駆けつけている。それで神戸の事件は父兄が、神戸市内の朝鮮人學校に子弟を連れて

おつたところの父兄が押寄せたということであつて、尼ヶ崎から青年行動隊が駆けつけているところを見ますと、尼ヶ崎というのは神戸市でないのですから、連絡もあり、計量的の面もある。たといふことは私は言えると思う。それから大阪のは二十三日も二十六日もこれは計量的であつた。秩序が立たなかつたおつたやうです。秩序が立たなかつたといふことは、計量的であつたといふことに一應なるだらうと思つた。それから大阪でビートルを警察官が放つた。これは甚だ不都合だといふお話ですが、この事情は私共の調べたところでは、次のようなことであつた。これは現地にまで行つて見て参りました。府廳の前に小さな廣場がありまして、そこに四萬人か三萬人が集まつて來たのであります。中に代表者が入つて知事と交渉をしてゐるのであります。そこでまあ解散の命令を傳へることになりまして、先程お話しのように、警察局長の方から解散命令を出した。そこで半数程は退場しようとしたのであります。トラックに乗つた連中も退場しようとした。ところがまだ退場しやいかんというやうなことで、朝鮮人の間で争が起りまして、石を投げつけた。その石が日本人側の警備しておりました日本巡査の方にも當りまして、五人が負傷したというえらい騒擾が始まつたのですから、それで豫め用意しておつた消防ポンプで放水をして、一時騒擾を鎮めた。ところがこれは處置としてはよかつたか、悪かつたか、批判を受けなければなりません。そこで朝鮮人側は予先を轉

じまして、警察官に向つて正確に石や木片や目つぶしを投げて來たのであります。目つぶしを持つておつたところを見ますと、これは計量的であつたといふことになるのですが、非常な不穩な状況になつて來た。そこで鎮壓せんとして發砲することになつたのであります。これは威嚇もありましたし、鎮壓のために非常に石を投げる者を射つた、射とうとしたといふことだらうと思つた。子供が頭を射たれて入院したけれども、死んだという不祥事は後から射つたのだと、本會廳でありましたか、おつしやいましたか、その點は私もよく調べて参りました。これはこのところの當つておりました。これで、まあ後であるか前であるかよく分りません。警察の方は後じやない、前だと言つておる。ここであつた、側面であつたといふことでもあります。

○委員長(吉川末次郎君) まだ大分掛りますか……簡単に願ひます。

○岡本愛祐君 それではあととは簡単にいたしまして、一々お話をしておればきりがありませんが、それでは共産黨がこれと深い關係があつたかなかつたか。これは徳田君も言つておられましたが、詳細な今後の調べを見なければ分らんと思ひます。併し細川君も承認しておられますように、川上實一君が、大阪で大群衆を前にしてアジ演説をやつておられた。それから神戸の方でも大衆に向つてやつておられた。それから神戸で堀川という共産黨員の方が、堀川なんと言ひますが、一知と書いてありますが、神戸の市會議員、日本共産黨の兵庫地方委員、これが二十四日の事件の起ります直前、午前十

時十分頃に鮮人數名を帶同して、知事控室で知事に面談をして、學校の明渡しについて會談をしたといふ押問答を重ねられた事實があります。それで暴動をやれといふやうなことを、この共産黨員が言われたといふ、はつきりした事實は、まあ今のところ學つておられません。それから最後に朝鮮人連盟の騒いだ連中を檢舉するのですが、これは四月二十五日に、神戸基地の軍政部の司令官から非常事態の宣言がなされて、今後はMPにおいて、學校問題に關する朝鮮人を逮捕して、軍事裁判に關連せしめることになつたから、警察は逮捕に協力せよと、こゝういふ指示が出たのであります。それで檢舉することになつたのであります。これは連合國の方の日本の統治上の命令である。だから先程お話になつたのは、連合軍の方の指示に従ひ、指揮に従つて檢舉しておるのであります。日本の警察だけを責めることはいけません。こゝういふことになつております。以上まだ言ひたいことはあります。が、これで終りにしておきます。

○鈴木直人君 只今岡本君の發言について、私も調査員の一人として、只今の發言はその通りであつたといふことをはつきり申上げておきます。

○委員長(吉川末次郎君) それでは本問題に關する質疑を先づこれで打切ることにいたしまして、次の議事に入ります。

海上保安廳の設置に伴ひ地方自治法の一部を改正する等の法律案につきましての前回の審議を續行することといたします。本法律案につきましては、先に國會において議決せられた地方自治法の規定に基いて、海上保安廳

の地方事務所を設置することに關しての承認を求むるの件と關連いたしました。政府當局より一應の提案理由の説明があり、又小野委員、黒川委員等からいろいろ御質問があつたわけでありまして、尙この法律案に關連いたしました御質問等がありましたら、お述べを願ひたいと思ひます。御質問はございせんか。

○岡本愛祐君 大したことじやありませんが質問いたします。この法律案は海上保安廳の設置に伴つて地方自治法の一部を改正すること。ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く第二復員局及び地方復員局に對する措置に關する政令の一部を改正すると、こゝういふ二つの種類の違ふことを一つにした法律案であります。これは結局この五月一日から海上保安廳は設置されておるのであります。その前に處置をして置くべき法律の改正事項であり、今お出しになることは少し時期を誤つておるのじやないか、こゝう思ふのであります。要するに海上保安廳法の法案を出しになりますその附則で處理すべき事項であつた。それが附則漏れ、附則にのせることを忘れたその後始末のようになつた。この點はどうですか、それをお伺ひいたします。

○政府委員(植竹春彦君) それはお話の通り、早く準備しておきますれば誠に完全でございまして、そう考へております。

○岡本愛祐君 この點は非常にまずいのであります。海上保安廳といふのは、海上保安法によりまして、五月一日に發足をしてゐる。それに今になつてこんなものを御提出になつておる

戸市内の朝鮮人學校に子弟を連れて
いる。それで神戶の事件は父兄が、神
戸市内の朝鮮人學校に子弟を連れて
まかせが、そこで朝鮮人側は予先を轉
日本共産黨の兵庫地方委員、これが二
十四日の事件の起ります直前、午前十
先に國會において議決せられた地
方自治法の規定に基いて、海上保安廳

て、そうして審議を求められるという
ことは政府の手落であると思ひます。
今後はこういうことがないように御注
意願ひたいと思ひます。

それから序でにもう一つお尋ねいた
しておきますが、この基地施設、通信
施設とありますが、この基地施設
は、簡單でよろしいと思いますが、具
體的にどういふことをやるのでありま
すか。通信施設もどういふふうなこ
とをするのであります。これは一つの
官署でありますか。どういふふう
なことになるのですか。それを大體で
結構ですが、願ひておきたい。

○政府委員(植竹春彦君) 基地施設の
方は行政的の監督権を有しない、單に
巡視船の整備とか、それから物資の油
とか、その他の補給、そういうことを
やるに過ぎません。それから通信施設
の方は迅速、敏活な行動を取るための
通信連絡、例えば遭難いたしました場
合に應じますための施設でございます。

○岡本愛祐君 施設の内容は分つてお
りますが、その施設というのは、これ
は官署でしよう。一つの官署出張所と
かいうようなものをお設けになるの
でしよう。そうでなければ出先機關で
から、これは機關をお設けになるの
から、その通信施設をやる出張所と
なるとか、そういうものをお設けにな
るといふ意味でしようか。これは出先
機關の問題なんですか。

○政府委員(植竹春彦君) これは只今
申上げましたように、行政的の監督の
機能は持つてはおりませんのです、
單に、鐵道で申しますれば、信號所と
か、あつたような程度の、基地施
設の方はまあそういうふうなもの。

それから片つ方の通信連絡にいたしま
しても、やはり連絡事務だけござい
ますから、通常のいわゆる警察署と
か、あつたような意味の官廳には
ならないと思ひますが、いわゆる
出先機關、これは法律上の概念で申上
げるんじやないのですが、極く常識的
な意味におきます、いわゆる出先機
關のようなものではないのでありま
す。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質問
ございせんか。他に御質問がなけれ
ば、討論に入りたく存じます。海上
保安廳の設置に伴い地方自治法の一部
を改正する等の法律案につきまして、
御意見のある方は賛否を明白にして御
意見の御開陳を願ひたいと存じます。

○委員(吉川末次郎君) 全員起立と
認めます。それでは本法律案は可決さ
れることになりました。
つきましては規定に基きまして、賛
成の方の御署名を願ひたいと存じてお
りますので、御署名を願ひたいと存じ
ます。

〔多數意見者署名〕
○委員長(吉川末次郎君) 尙本會議に
ついて報告いたします報告書の内容に
つきましては、委員長に御一任を願つ
たことと解してよろしいございませ
うか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉川末次郎君) 御異議ない
ものと認めます。ではそのように取り
運ぶことといたします。それでは次に
地方自治法の一部を改正する法律案を

議題に供します。本法律案につきまし
ては、先に政府當局より提案理由の説
明があつたのでございしますが、御質問
のある方はこの機會にお述べを願ひた
いと思ひます。

○岡本愛祐君 本改正の趣旨は大體賛
成なんです、この二條の第二項の次に次
の二項を加へるものとありまして、地方自治
團體でやります事務の例示として第一
に「地方公共の秩序を維持し、住民及
び滞在者の安全、健康及び福祉を保持
すること。」とあります。それから第
八に「防犯、防災、罹災者の救護等
を行うこと。」ということがあります。

それから次に「普通地方公共團體は、
次に掲げるような、國の事務を處理す
ることができない。」とありまして、
その第一に「司法に關する事務」とい
うのがありまして、そこで司法に
關する事務は處理することができな
い。これと自治體警察との關係なんで
ございしますが、この前自治體警察が、
その一部が國の事務の委任であるかど
うかという疑問を提出いたしました時
に、總理大臣初め、それは國の事務で
なくて、犯罪の捜査及び検挙に至るま
で、これは自治體固有の事務だとい
ふに御説明になつたのであります。

これは速記録を見て頂けばよく分りま
すが、そうすると、そこに司法に關す
る事務というのが出て來たのですが、
司法に關する事務というのは、犯罪の
捜査及び検挙は即ち司法警察でありま
して、司法に關する事務と思つたのであ
ります。これは國の事務とこゝではな
つておるのであります、その關係を
どう考へたらいかがうか、私はそ

の當時から、その犯人の検挙というよ
うなことは、これは國の事務であつて
自治體の事務じやないのだといふふう
に考へ、又國家公安の維持といふこと
は、これは自治體の固有事務でなくて
國家の事務を委任されてゐるのだ、こ
ういふふうに解釋すべきだといふこと
を、その當時から申しておつて、實は
政府の御説明には服しなかつたのであ
りますが、そこでこの犯罪の捜査及び
被疑者の逮捕といふことがこの司法に
關する事務、その範圍に入らなければ
なりません、入るとすれば自治體警
察のやるべき犯罪の捜査及び被疑者の
逮捕といふのは、自治體の固有事務で
なくて、國家事務の委任である、こ
う考へざるを得ない。委任であるとか
考へるときには、國の事務を處理する
ことができないとあつて、そこに又矛盾
を生ずる。そういうふうな關係はど
う考へになつておるか、伺つて置きた
い。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今お尋ね
の第二條第二項の次に加へられました
用語の問題、御指摘の點は正にそのよ
うな意味合から申しまして、一見疑問
を生ずるようと思はれると存じます。
それは御尤もだと存じますが、この第
二條の第二項の方は、地方自治體の擔
任いたします事務を、公共事務と言わ
ず、委員事務と言わず、或いは行政事
務と申しますが、それらの一切の事務
の中で具體的に種類別に例示いたしま
して、できるだけ細かく地方團體とい
うものが扱う仕事はこういうものだ
といふことを見分り易く書きましたた
めに、多少字句その他の點におきまし
ては適切を缺くようなものもあるかと
存じます、趣旨はそういう趣旨で、

二十一項目に互つて規定いたしてお
るのであります。
次の、「次に掲げるような、國の事
務を處理することができない。」と申
しております點は、國家事務であるこ
とが極めて明瞭であると考へられます
八項目、これは先程百五十六條の出先
機關に對する例外的規定がございま
す、あれらに用ひております用語と大
體同じような用語を用ひておるので
ございまして、地方自治法の百五十六條
の第五項の、前國會で改正を見まし
た點にややこれと類似の規定があるの
でございします。これは國の出先機關を
作り出す場合には、すべて國會の承認
を要するといふ原則に對する例外事項
が規定をいたしてあるものであります
が、大體この例外事項といふのは、非
常に國家性の強いもので、若しくは非
常に技術的なもので、特に地方團體と地
方自治團體との關係を論ずる必要がな
いものを規定いたしておるのでござい
ますが、この規定と大體管を合した規
定をここに設けておるのでございま
す。ただこの百五十六條の方では、司
法行政及び懲戒機關と申して、こ
ちらでは司法に關する事務といふ
に申しておるのであります、百五十
六條は元々この司法機關はもう入ら
ない、行政機關だけを例示いたしてお
り、行政機關だけを例示いたしてあり
ますので、司法行政機關といふよう
な言葉になつておるのでございします。
こちらの方は裁判所自體の行つた裁判
に關する事務も、外の外國にありまし
るような意味で、地方團體がやるとい
うようなことはあり得ないといふ意味
を現わしますために、裁判所の行いま
す行為はここに入らない、こういうこ
とを現わそうといふので、司法に關する

事務と書いたのをごさいます。今仰せになりまして、犯罪の捜査、被疑者の逮捕というふうな仕事は、すべてこれは自治體固有の事務であるという政府の解釋であるという仰せでございしますが、これは新しい警察法の建前といたしましては、そのような考え方によりて變つたのだらうと存じます。ここで申しております司法に關する事務というのは、そのような自治體に移管せられた部分、前の方の一號なり、八號なりに規定せられてありまする部分を除きました司法に關する事務というふうには、これは了解をいたさなければならぬと考えておるのでございします。

○岡本愛祐君 先程私の質問の仕方が少し複雑しておりましたお分りにつかつたかと思ひますが、この改正法案によりますと、司法に關する事務というのは、普通公共團體が處理することのできない事務だと、こういうことになつております。そこで司法に關する事務という中に、いわゆる司法警察が入つておるか、おらないのか、これを伺ひます。若しそれが入つていないならば矛盾は生ずる起らないのです。ところが入つておるとしますと、警察法の第二條の第二項の第四號の「犯罪の捜査及び被疑者の逮捕」ということは、警察事務になつておるのであります。而もこれが自治體警察では、自治體警察の事務になつておる、總理大臣の御説明では固有事務になつておるのである。そうすると司法に關する事務の中に、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕というものが入つていないならば、そこで問題は一應解決しますけれども、司法警察が司法に關する事務の中に入

つておるとすると矛盾をする。こういうわけでありませう。

○政府委員(鈴木俊二君) 司法に關する事務は一つの裁判作用の事務という意味でございまして、従つてこの司法警察に關する事項は、警察法の規定するところから従つて、これは行政權の作用、ここにありまする司法に關する事務の中にはこれは包含せられない、こういうふうには解釋いたしております。

○岡本愛祐君 そうですね、この犯罪の捜査及び被疑者の逮捕というところが、市長なり、町長の專權でやれるというふうな結果になりはしませんか。專權というものはおかしいのです。が、檢察廳の命令を待たないでやれるという結論を生みはしませんですか。

○政府委員(鈴木俊二君) この司法警察官は、行政權の作用であります。が、今お尋ねのありましたような、この司法と行政の交渉に關する點は、結局この刑事訴訟法において規定されることになるかと思ひますが、そういう境界の點におきましては、やはり明確に刑事訴訟法等において、今改正を考慮されておるようであります。規定せられる。その間の紛糾を來すことがないようにいたすべきではないだらうかと存じます。

○岡本愛祐君 まあ一應それではさういふうちに、司法に關する事務というふうなものには、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕というものは含まれないのだという御説明ですから、それだと一應筋は通るかと思ひます。尙この點は私共の方でもつと考へて見ることにいたします。

○委員(長吉川末次郎君) 他に御質問ございせんか。本日午後、本法律案

その他につきまして審議を續行いたしたいと思つておつたのでありますが、速記の都合で、明日それでは引續きまして、本法律案並びに兩院の議案につきまして審議をいたすことにいたします。今日はこれで散會いたします。午後零時五分散會
出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員 大隅 憲二君
黒川 武雄君
青山 正一君
岡本 愛祐君
小野 哲君
柏木 康治君
阿竹齊次郎君

政府委員
運輸政務次官 植竹 春彦君
總理府事務官 鈴木 俊二君
(總理府官房 自治課長)

五月二十二日日本委員會に左の事件を付託された。

- 一、消防團用資材配給に關する請願(第七百十八號)
- 一、警察制度經費國庫負擔に關する請願(第七百二十號)
- 一、助産醫業に對する事業稅賦課反對に關する請願(第七百二十八號)
- 一、地方財政確立に關する陳情(第三百四十號)
- 一、義務教育費及び警察費の全額國庫負擔に關する陳情(第三百五十二號)

第七百十八號昭和二十三年五月十三日受理
消防團用資材配給に關する請願
請願者 鹿兒島市議會議長 増田 靜
紹介議員 島津忠彦君

第七百二十號昭和二十三年五月十三日受理
警察制度經費國庫負擔に關する請願
請願者 鹿兒島市議會議長 増田 靜
紹介議員 島津忠彦君

第七百二十八號昭和二十三年五月十三日受理
助産醫業に關する事業稅賦課反對に關する請願
請願者 東京都世田谷區太子堂町一八 市川 いし
紹介議員 井上なつゑ君

第三百四十號昭和二十三年五月十日受理
地方財政確立に關する陳情
島根縣知事 原夫次郎
この陳情の趣旨は、第三十號と同じである。

第三百五十二號昭和二十三年五月十三日受理
義務教育費及び警察費の全額國庫負擔に關する陳情
鹿兒島縣議會議長 有馬純
地方財政が重大危局に直面してゐる際警察制度の改革、教育制度の改革によつて地方費はますます加重せられてゐるから地方財政救済の方策として義務教育費及び警察費の全額を國庫負擔とせられたいとの陳情。